

県産品 EC サイト送料無料キャンペーン応援事業委託業務仕様書（案）

長野県産業労働部営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う県産品 EC サイト送料無料キャンペーン応援事業の業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

県産品 EC サイト送料無料キャンペーン応援事業

2 業務の目的

観光客等の減少により需要が低迷する県産品の消費喚起を図るため、「オール NAGANO モール」に登録された EC サイト上で事業者が販売する県産品の発送料支援等を実施します。

3 委託契約期間

契約締結日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日（木）まで

4 事業概要

（1）送料無料キャンペーンの事業内容

乙は、県産品の EC サイトを通じた消費喚起を図るため、EC サイトでの商品発送に係る送料を無料にする期間限定のキャンペーンの運営及び付随する業務を行う。委託する業務は以下のとおりとし、内容の詳細については企画内容を基に甲と協議し、調整して実施すること。

ア 支援内容

送料無料キャンペーンに参加する事業者がインターネットを通じて販売した商品の発送に係る送料実費額（配送業者への支払額）を送料支援金として交付する。

※返品等に係る送料、代引き手数料、梱包代等は対象に含めない。

（ア）対象事業者及び送料支援金の設定

対象事業者	オール NAGANO モールに登録された事業者
送料支援金額	上限額 100 万円 ※昨年度の実績に応じて、事業者毎に 1 万円単位で設定
想定参加事業者	300 事業者以上

（イ）参加条件

①商品発送が生じる取引があること（自社配送は対象経費外）。

- ②消費者に送料を負担させないこと。
- ③対象の EC サイトに県で実施している送料無料キャンペーンである旨を掲載すること。
- ④対象の EC サイトに特定商取引法に基づく表記がされていること。
- ⑤対象の EC サイトで、同一年度に国や他の地方自治体からの送料に関する同様の補助金（間接補助金を含む）の交付を受けていないこと。

(ウ) キャンペーン期間

令和3年9月から令和4年1月末までとし、詳細日程は甲と乙が協議し決定すること。なお、参加事業者が上記キャンペーン期間終了前に、参加事業者毎に設定された送料支援金額の上限額に到達した場合、当該事業者のキャンペーンは終了とする。

イ 送料無料キャンペーンの事務局の設置・運営

送料無料キャンペーンに係る以下の業務に対応するための事務局を設置し、参加事業者の募集・申請・問合せ等に対応したサイトを構築すること。なお、同サイトには、県からの委託事業であることを掲載すること。

(ア) 参加事業者の募集・申請受付・照会対応

- ①同サイト内に申請フォームを作成し、送料無料キャンペーンに参加を希望する事業者を募集すること。
- ②参加事業者の募集にあたっては、甲と協議し募集要領及びその内容を説明する動画を作成し、同サイトに掲載すること。
- ③参加事業者の募集は3週間程度行うこととし、契約後、準備ができ次第、募集を開始すること。詳細日程は、甲と乙が協議し決定すること。
- ④各種照会への対応は、サイト上に作成する問合せフォームを原則とし、参加を希望する事業者からの照会に24時間受付を可能とする体制を構築すること。
- ⑤④の補完として電話回線を3回線程度設けること。対応時間は、土日祝日・年末年始を除く9:00～17:00とする。各種照会への回答については甲と協議のうえ、速やかに実施すること。また、よくある質問をサイト上に掲載するなどし、効率的な運営に努めること。
- ⑥申請書類の追加提出の依頼
乙は、申請書類に不備及び不足があった場合、以下の業務に対応すること。
 - ・申請書類の追加提出（再提出含む）の依頼（メール又は電話）
 - ・追加提出を依頼した事業者からの問合せ対応※乙が対応した事業者とのやりとりについては、対応記録を作成すること。
- ⑦参加希望事業者一覧（申請内容を記載したもの）を作成し、募集期間中、定期的に甲と共有し進捗状況を報告すること。
- ⑧キャンペーンの参加を前提としたオール NAGANO モールの照会に対応すること。

(イ) 申請書類の審査及び参加事業者（兼送料支援金額）の決定通知

- ① 募集受付終了後、参加事業者の一覧表を作成し、甲と調整しながら、参加事業者毎の送料支援金上限額の設定および参加事業者の決定を行い、電子メールにて参加事業者に通知していくこと。
- ② 通知の際には、参加事業者毎に設定された上限額の範囲内で送料支援金を支払うことなど、キャンペーンの注意事項を記載すること。
- ③ 参加条件を満たしていないことが判明した場合などは、甲と協議のうえ、参加希望事業者に対応すること。
- ④ 参加事業者の決定後、予算額に達していない場合は、追加の参加事業者の募集を行うこととし、詳細日程は甲と協議のうえ、設定すること。

(ウ) 実績報告書の内容確認

- ① キャンペーン期間終了後又は参加事業者毎に設定された送料支援金額の上限に到達した場合は、参加事業者から実績報告書（証拠書類を含む）を提出（サイト上の申請フォーム又はメール等）させることとし、実績報告の様式は甲と協議のうえ作成すること。
- ② 甲と協議し別途作成する審査項目に基づき、参加事業者からの提出のあった実績報告書の内容を確認すること。
- ③ 乙は、実績報告書の内容確認にあたり、疑義案件が生じた場合は以下の項目を甲に報告すること。
 - ・ 事業者名、所在地、疑義の理由（証拠書類等を添付）
- ④ 乙は、③の報告後、甲と協議し参加事業者に対して、実績報告書類の追加提出（再提出含む）の依頼を行う。疑義が解決できない場合には、不支給決定を行うとともに、乙は、不支給者からの問い合わせに対応する。

(エ) 送料支援金の支払

- ① 乙は、実績報告書の内容を確認したのち、甲に報告のうえ、その内容が適当と認められた場合は送料支援金を遅滞なく参加事業者に支払うこととする。
 - ※振込口座及び支給金額について、必ず複数名で確認を行うこと。
 - ※振込口座は、氏名（店舗名含む）又は法人名と一致する口座に限る。
 - ※事業者へ支払後、支払通知を発送（メール可）すること。また、発送日・発送先・発送者名等を記載した支払通知書発送簿を作成すること。
- ② 乙は、以下の事由が判明した場合は、甲に速やかに報告する。
 - ・ 送料支援金の不正受給が発覚した場合
 - ・ 送料支援金の過払いまたは振込先の誤りが判明した場合
- ③ 甲は、上記報告の事実確認を行った上で、送料支援金の返還請求を決定する。乙は、返還請求が決定された事業者に対し、送料支援金の回収に係る各種事務を行う。

- ④実績報告書の提出前に、送料支援金の出来高に応じて1回以上請求・支払いができるようにすること。

(オ) その他

- ①キャンペーン期間中、参加事業者が参加要件を満たしているかどうか、ECサイトを定期的に調査すること。なお、参加条件を満たしていないことが判明した場合は、甲と協議のうえ、対応すること。
- ②キャンペーン期間中に、参加事業者から、定期的に発送件数や送料のレポートを収集し、甲に報告することとし、報告回数等は甲と協議のうえ、設定する。

(2) 「オール NAGANO モール」の広告

ア 送料無料キャンペーンを周知するため、県産品 EC サイトのポータルサイトである「オール NAGANO モール」の広告を全国の一般消費者にむけて実施すること。広告内容については、SNS（インスタグラム、ツイッター、フェイスブック等）、雑誌（全国紙）等のメディアを活用し、予算の範囲内において、以下を参考に低予算かつ効果的な取組みとすること。

(ア) SNS を通じてリスティング広告を 1000 万回以上実施すること。なお、実施にあたっては、キャンペーン期間中に合わせて段階的に実施することとする。また、その実施結果について、定期的に甲に報告すること。実施にあたっては、甲と協議したうえで実施すること。

(イ) 送料無料キャンペーン期間に合わせて、全国で販売される雑誌において見開き 2 ページ程度の広告を実施すること。実施にあたっては、甲と協議したうえで実施すること。

(ウ) その他甲と協議し、甲が指定するメディアでの広告を実施すること。

イ オール NAGANO モールへの登録を送料無料キャンペーンの参加条件としていることから、県産品を販売する事業者の参加を促す取組みも実施すること。

(3) EC サイト運営セミナーの開催

ア 県内事業者の EC サイト運営ノウハウ向上を目的に、Zoom 等を活用した web セミナーを 5 回開催すること。

イ セミナーの参加費は無料とし、各回 100 事業者以上の参加を得られるようにすること。送料無料キャンペーンに参加していない事業者も対象とすること。

ウ 送料無料キャンペーンに参加している事業者への周知は乙が実施することとし、参加していない事業者に対する周知は甲がプレスリリース等により実施する。

エ セミナーの申込先の設定、参加者の受付・取りまとめ、参加方法等の周知、当日のセミナーの運営については乙が実施すること。

オ セミナー参加者情報に関して適切に管理すると同時に、セミナー開催前々日まで

に甲とその情報を共有すること。

カ セミナーのテーマは以下の例を参考に、内容や時期などの詳細については甲と乙が協議のうえ決定し実施すること。

<テーマ例>

	テーマ例	テーマ設定の趣旨
第1回	EC サイト構築と運用のノウハウ	EC サイト運営の基本的な情報に関する情報提供
第2回	EC サイトでのインスタグラム活用と公式アカウント運用のコツ	SNS を通じた効果的な販促活動に関する情報提供
第3回	SNS 広告の運用で押さえておくべきポイント	SNS を通じた販促活動の分析に関する情報提供
第4回	EC サイトトラブルの法的対応方法	EC サイトでの法的トラブルに関する情報提供
第5回	ライブコマースのコツと成功事例	EC サイトと新たな販促活動に関する情報提供

(4) スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、甲と乙が協議のうえ決定する。

日 程		項 目
6月	下旬	・公募型プロポーザル開始
7月	月上旬	・事業概要(今後のスケジュールを中心とした内容)についてプレスリリース(県で実施)
	月中旬	・事業受託事業者決定
	月下旬	・送料無料キャンペーン応募要項公表及び参加事業者募集開始(募集期間:3週間程度) ・オール NAGANO モールへの登録を促す取組み
8月	月上旬	・EC サイト運営セミナー(1回目) ・申請書類の審査業務開始 ・申請書類の追加提出(再提出含む)の依頼
	月中旬	・参加事業者募集終了
	月下旬	・送料支援金上限額の決定・通知 ・EC サイト運営セミナー(2回目)
9月	月上旬	・送料無料キャンペーン実施(1月末まで) ・オール NAGANO モールの広告開始 ・EC サイト運営セミナー(3回目) ・実績報告の審査業務開始

		<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告の追加提出（再提出含む）の依頼 ・送料支援金の支給（概算及び精算払）業務開始
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ECサイト運営セミナー（4回目）
10月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ECサイト運営セミナー（5回目）
1月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・送料無料キャンペーン終了
3月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の審査業務終了 ・送料支援金の支給終了

5 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 甲は、完了検査の前に、事業の進捗に応じ適正な経理執行がなされているか、乙に対し中間検査を実施する。
- (3) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

6 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

7 対象経費

- (1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。

ア 人件費

業務従事者の賃金、社内規定等で必要とされる範囲の諸手当（通勤手当等）

イ 事業費

必要となる会場・備品（消耗品を除く。）の調達については、リースやレンタルで対応すること。

① 賃借料

申請者情報の取りまとめ等に使用するパソコン等のリース料、業務実施に必要な会場の借りに係る経費

② 消耗品費

当事業を実施するために必要となる消耗品の購入に係る経費

③ 管理運営に必要な経費

振込手数料、通信費、発送費等

※支給決定の送付・申請書類の追加提出（再提出含む）の依頼に要する費用及び送料支援金給付に係る振込手数料については、乙の負担とする。

※3本以上の電話回線（フリーダイヤルでない）を確保すること。

④ その他、事業運営に必要な経費

ウ 一般管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費

※人件費及び事業費の1割を上限とする。

エ 委託契約に係る消費税及び地方消費税等

① 課税事業者の場合

それぞれの経費については消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。

② 免税事業者の場合

それぞれの経費については消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、課税仕入れ額を合算したものを消費税及び地方消費税欄に記載すること。

オ 送料支援金

参加事業者への送料支援金

(2) 対象外経費

ア 機械・機器等の購入代金

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ その他、事業との関連が認められない経費

(3) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

8 成果品の帰属

(1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。

(2) 本事業成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、甲に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

(3) 乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに業務完了報告書を紙媒体1部、電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）で甲に提出すること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的

以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 乙において、本委託業務専用の銀行口座（以下「専用口座」という。）を開設し、他の業務の会計と明確に区別すること。なお、専用口座の出納状況及び残高は、適宜報告が可能な状況にしておくこと。
- (2) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。なお、送料支援金部分については、参加事業者への振込実績に合わせて精算を行い、本委託事業終了時に乙の口座に残金がある場合は、甲へ返還をすること。
- (3) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (4) 不正受給の疑いがあると認めた場合には、速やかに甲に報告すること。
- (5) 乙は、委託業務の作業場所において、いわゆる3密を避けるため対策を講じること。
- (6) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行わなければならない。
- (7) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (8) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (9) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (10) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。